

請地だより

— 第56号 —

令和7年1月発行

発行

たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6
TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

- ホームページURL
<http://takasaki-law.gr.jp/>
- メールアドレス
office@takasaki-law.gr.jp

寒中御見舞申し上げます

令和六年を振り返ってみると、国内外で様々なことが起きていたことが思い起こされます。

元日に発生した能登半島地震を始め、八月には「南海トラフ地震情報」が発表され、人々の心は揺れ動きました。さらに、能登半島では九月にも大雨に見舞われ、能登半島地震の復興に向けて懸命に頑張っていた方々がさらなる困難

に立ち向かわなければならなかったことは、記憶に新しいところで。海外に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻は終息を見ず、中東問題もくすぶっています。他方、パリ五輪では、海外地での過去最多のメダル獲得という快挙があり、大いに日本を沸かせました。日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したこ



弁護士 長井 友之
 弁護士 田島 慎太郎
 弁護士 清水 俊昌
 弁護士 飯野 豪
 弁護士 栗原 秀和
 弁護士 佐藤 亮
 弁護士 並木 駿介
 弁護士 松野 弘輝
 中川原 良樹
 事務局
 武井 智子
 広木 朋子
 堀内 敦子
 藤橋 祐子
 吉田 眞樹子
 中島 裕子
 宮前 香保

とも、日本人の粘り強さや努力を惜しまない姿を世界にアピールできた出来事ではないでしょうか。そして、九月二十六日には、袴田巖さんに無罪判決が言い渡されました。逮捕から約五十八年を経て、袴田さんが「死刑囚」という立場から解放されたことは、法律界隈における大きなトピックスです。

良くも悪くも、常なるものは存在しません。人々の暮らしが変われれば、必然的に社会も変化します。そして、その変化に伴い、人々の悩みもまた変わっていきます。今まで想定できなかった物事も現れてきます。初めて直面する問題は、正体をつかむことが困難です。ともすると、その正体が分からないがために、心が押しつぶされてしまうような感覚に陥ってしまうこともありうると思います。しかし、私たちは、そういったお悩みに対して、臆せず取り組み、法という道具を用いてそのお悩みを分析し、光の一節をお示しできるようにになりたいと考えております。

これからも、私たちは、弁護士と事務局が一丸となり、変化する時代に対応し、皆様のお役に立てるよう、研鑽を積んで参ります。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、切にお願い申し上げます。

弁護士 清水 俊昌

寒中お見舞い申し上げます

長井 友之

ここ三年近く遠ざかっていたバイクですが、来春から再開します。縁遠くなっていた原因は、二〇年振りに再開したゴルフに休日を奪われて(?)いたからです。また、六〇代も後半となり、「気力と体力」の劣化を感じたことも一因でした。「気力と体力」は、ゴルフにおいても重要ですが、バイクにおける重要度は次元が異なります。バイクを再開するにしても、安全を優先します。具体的には、サーキットで遊ぶことは卒業し、難易度の低い林道ツーリングとバイク散歩に徹しようと思います。仕事においても、気力・体力の旺盛な若手弁護士からの刺激を受けつつ、年相応な役割を果たして行こうと思います。

田島慎太郎

昨年は弁護士登録以来最も多忙な年でした。ただ、弁護士会の副会長の任期は三月末日で満了しますし、釣りの延長でオープンしてしまっただけ「自分たちで釣った魚と比内地鶏を提供するお店」の運営も少しだけ落ち着いてきましたので、今年もこのんびりと過ごせるのではないかと期待しております。

四〇代も折り返し地点を過ぎ、同年代で急な体調不良等に苦しむ方も増えてきた印象です。弁護士には瞬発力も必要ですがより重要なのは持久力、焦らず怠らずの精神で今年も頑張ります。



清水 俊昌

今までの人生を振り返ってみると、私は、興味を持てるものであれば、試してみるようにしてきました。好奇心は、これからも持ち続けるべきだと考えています。しかし、興味が分散された結果、注力する時間も分散してしまい、結果的に多くのことが中途半端になってしまつとも、経験してきました。私は、既に「不惑」を超え、健康寿命を考え始める歳になつてきました。今年一年は、「極める」ということに焦点を当ててみようと思います。

飯野 豪

毎年健康診断を受けるようにしていますが、今回初めて採血後に目眩を感じました。血管迷走神経反射と呼ばれる現象で、さほど珍しいものではないようです。その際も、良く働かない頭で大したことはないだろうと考える一方で、しっかりと身体を支え、速やかに寝かせてくれた看護師さんの対応を心強く感じました。頼りに思っていただけのサービスを提供することの重要性を感ずるも実感できた次第です。しっかりと仕事に取り組みというメッセージだと受け止め、精進してまいります。

なお、目眩は数分で治まったので、心配には及びません。

栗原 秀和

昨年見た映画でもっとも衝撃を受けたのは、「シビル・ウォー アメリカ最後の日」です。アメリカの内戦を描いた映画ですが、戦争を取材するジャーナリストのグループが、分断国家を縦断する旅に出ます。銃が発射される度にビクッとすると銃撃音がリアルで（特別な音響効果を使用している由）、臨場感が半端なく、とことん救いのない物語とあいまって、見終わった後激しく疲れました。これこそがまさしく「世界」である、と納得するとともに、エンターテイメントとしてこの残酷さを提示するアメリカの「強さ」に言葉を失いました。

佐藤 亮

昨年九月、高崎から北海道の函館まで、自動車で行く道を行って往復しました。途中から愛車のエンジン警告灯が点灯を続け、不気味な振動が発生しましたが、約一六〇〇キロのロングドライブを無事に終えることができました。地元のFM放送を聞きながら、少しずつ趣を変えていく景色を楽しみ、一人旅を満喫しました。学生の頃に自転車で行った道を通ったのですが、不思議と景色を覚えており、驚きました。

函館市内の観光も素晴らしかったです。帰り道、父の田舎に寄り道し、久しぶりにご先祖様のお墓参りをするのもでき、とても良い旅行になりました。

並木 駿介

上の娘が四歳になって数字に興味を持つようになってきたので、幼児向けの数字ドリルを買い与えました。さっそく気合いを入れて教えようとしたのですが、山より高いプライドを持つ娘は私に教え

られることを極度に嫌がり、全然教えさせてくれません。仕方がないので放っておくと、案の定、数字ドリルはお絵かき帳に早変わりして、色とりどりのお花が咲いていました。うちの娘にはまだ早すぎたようです。

松野 弘輝

令和六年一月一日から、改正道路交通法が施行されております。これにより、自転車の酒気帯び運転も刑事罰の対象とされることになりました（道路交通法一七条の二の二第一項三号）。また、居酒屋等でお酒を飲み、自転車の酒気帯び運転をするに至ってしまった場合、酒類を提供したお店側も刑事罰の対象とさせていただきます（道路交通法一七条の三の二第二号）。皆様も自動車ではないから大丈夫、とつっかりお酒を飲んで自転車で乗らないよう、改めてお気を付けください。

中川原良樹

私が所属する群馬弁護士会の外国人問題に関する委員会の活動の一環として、台湾へ視察に行きました。台湾でも、日本同様に、外国人労働者の受入拡大に伴い、不法滞在者が増加していますが、日本と異なり、入管施設での収容が長期化しないような施策がとられており、その実態について学んできました。また、現地の司法関係者とも交流する機会を持ちました。視察を通じて、台湾は、その地政学的要因もあってか、日本よりも多様性に富んでいると感じました。かつて台湾が日本の文化・制度を取り入れたように、今後は、日本が台湾から学ぶべき点が多くあると思います。